

新年度における組合の制度改正について

新年度にあたり、これまでの**傷病手当金**と**出産育児一時金**の制度に改正がありました。給付される金額が変更になったものもありますので、内容をよくご確認のうえ、引き続き制度をご利用くださいますようお願い申し上げます。

傷病手当金の改正について

組合の制度である「傷病手当金」につきまして、健康保険における休業補償である傷病手当金との区別を図るため「**入院給付金**」と名称を改めました。また、医療費の増加傾向に伴う財政の見直しを行い、令和5年4月入院分～より支給日数及び支給日額が変更となります。

		変更前	変更後
支給日数 ※1会計年度 (4月～3月)通算		5日間は支給対象外 6日目から起算して55日間	4日間は支給対象外 5日目から起算して30日間
支給日額 (1日/1人)	税理士である 組合員	8,000円	6,000円
	職員である 組合員	6,000円	4,000円

※支給対象となる日数は、1会計年度(4月～3月)通算して4日間は支給しないこととし、5日目から起算して30日間までです。

※当組合に医療機関から診療報酬明細書(レセプト)が届いた後に申請書を作成し、**支給対象となる組合員の自宅宛に郵送**しております。組合より申請書が届きましたら必要事項をご記入のうえ、ご申請ください。

申請に必要な書類	入院給付金支給申請書(様式第8号)
----------	-------------------

※ご入院された医療機関より当組合に請求(診療報酬明細書)が届いた後での支給となります。

※医療機関より請求(診療報酬明細書)が届くのは入院月の約3ヶ月後となります。

※医療機関によっては遅れて請求(診療報酬明細書)が届く場合もございますので、ご了承ください。

出産育児一時金の改正について

令和5年4月より出産育児一時金の法定給付額が42万円から50万円に引き上げとなります。なお、今回の改正に伴う組合独自の加算金を含めた**総支給額の変更はございません**。当組合に加入している被保険者が出産（妊娠85日以上の子死産・流産も含む）したときに次に掲げる金額が支給されます。

● 出産日が令和5年4月1日以降

資格区分	金額
税理士・勤務税理士	700,000円（500,000円＋加算金200,000円）
職員	600,000円（500,000円＋加算金100,000円）
家族	600,000円（500,000円＋加算金100,000円）

● 出産日が令和5年3月31日以前

資格区分	金額
税理士・勤務税理士	700,000円（420,000円＋加算金280,000円）
職員	600,000円（420,000円＋加算金180,000円）
家族	600,000円（420,000円＋加算金180,000円）

※ 出産された方が当組合に加入される以前に、1年以上健保組合等に加入し、出産日が健保組合等の資格喪失日より6ヶ月以内である場合については、以前加入の保険者または組合のどちらかから支給を受けるか選択が可能です。（家族として加入していた場合を除く）

申請に必要な書類	国民健康保険出産育児一時金支給申請書（様式 第5号） ○ 下記必要事項が記載されている書類※ <ul style="list-style-type: none">・ 出産者名および出産年月日（住民票、出生証明書、母子手帳等）・ 出産費用の内訳（領収書【原本】等）・ 直接支払制度の利用有無（分娩機関との合意文書等）・ 分娩機関の産科医療補償制度の加入有無（領収書【原本】等）
----------	---

※ 必要事項が領収書にすべて記載されている場合、領収書（原本）のみの提出で差し支えありません。領収書は支給決定時にお返しいたします。

※ 直接支払制度を利用し、差額分が発生した場合も申請ができます。

作成：関東信越税理士国民健康保険組合
さいたま市大宮区桜木町 4-376-1
TEL:048-631-2211 FAX:048-644-3030

